

## 鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員内部組織について必要な事項を定める。

### (副校長)

第2条 本校に、次に掲げる副校長を置く。

- (1) 副校長（教務主事）
- (2) 副校長（総務企画主事）
- 2 前項の副校長は、教授をもって充てる。
- 3 副校長は、校長の命を受け、校長の職務を補佐するとともにその一部を処理する。
- 4 校長に事故があるときは、校長があらかじめ指名する副校長が、その職務を代行する。ただし、他に特別の定めがあるものを除く。
- 5 副校長に事故があるときは、校長が指名する副校長又は校長補佐が、その職務を代行する。

### (校長補佐)

第3条 本校に、次に掲げる校長補佐を置く。

- (1) 校長補佐（学生主事）
- (2) 校長補佐（寮務主事）
- (3) 校長補佐（研究主事・専攻科長）
- (4) 校長補佐（国際交流センター長）
- (5) 校長補佐（地域共同テクノセンター長）
- 2 前項の校長補佐は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 校長補佐は、校長の命を受け、校長の職務を補佐するとともにその一部を処理する。

### (校長特別補佐)

第4条 本校に、次に掲げる校長特別補佐を置く。

- (1) 校長特別補佐（グローバル・アクティブラーニングセンター長）
- (2) 校長特別補佐（学生何でも相談室長）
- (3) 校長特別補佐（特定戦略タスクフォース）
- (4) 校長特別補佐（情報セキュリティ推進責任者）
- 2 校長特別補佐は、校長が任命し、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 校長特別補佐は、校長の指示の下で特定の職務を行う。

### (副校長補佐)

第5条 本校に副校長補佐を置くことができる。

- 2 副校長補佐は、教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。
- 3 副校長補佐は、副校長の職務を補佐する。

(主事補)

第6条 本校に教務主事補、総務企画主事補、学生主事補、寮務主事補及び研究主事補（以下「主事補」という。）を置くことができる。

- 2 主事補は、教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。
- 3 主事補は、それぞれ属する副校長又は校長補佐を補佐する。
- 4 主事補は、校長が任命する。

(学科長及び一般教育科長)

第7条 本校の各学科に学科長を、一般教育科に一般教育科長をそれぞれ置く。

- 2 学科長及び一般教育科長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 学科長及び一般教育科長は、それぞれ所属する学科又は一般教育科の運営に関することをつかさどる。

(専攻科長)

第8条 専攻科に、専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、専攻科を担当する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 専攻科長は、専攻科に関することをつかさどる。

(専攻長)

第9条 専攻科の各専攻に、専攻長を置く。

- 2 専攻長は、専攻科を担当する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 専攻長は、専攻科長の職務を補佐し、専攻に関することをつかさどる。

(国際交流センター長)

第10条 国際交流センターにセンター長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

- 2 センター長は、国際交流センターの運営に関することをつかさどる。
- 3 国際交流センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、教授、准教授又は講師をもって充てる。

(地域共同テクノセンター長)

第11条 地域共同テクノセンターにセンター長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

- 2 センター長は、地域共同テクノセンターの運営に関することをつかさどる。
- 3 地域共同テクノセンターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、教授、准教授又は講師をもって充てる。
- 5 地域共同テクノセンターに、コーディネーターを置くことができる。
- 6 コーディネーターは、嘱託教授をもって充てる。

(グローバル・アクティブラーニングセンター長)

第12条 グローバル・アクティブラーニングセンターにセンター長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

- 2 センター長は、グローバル・アクティブラーニングセンターの運営に関することをつかさどる。
- 3 グローバル・アクティブラーニングセンターに副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、教授、准教授又は講師をもって充てる。

(キャンパス情報ネットワークシステム管理者)

第13条 グローバル・アクティブラーニングセンターに、キャンパス情報ネットワークシステム管理者（以下「システム管理者」という。）を置く。

- 2 システム管理者は、本校の教員又は技術職員をもって充てる。
- 3 システム管理者は、グローバル・アクティブラーニングセンター長の職務を補佐し、情報教育システムに関することをつかさどる。

(学生何でも相談室長)

第14条 学生何でも相談室に、室長を置く。

- 2 室長は、専任教員をもって充てる。
- 3 室長は、学生何でも相談室の運営に関することをつかさどる。

(広報センター長)

第15条 広報センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 センター長は、広報センターの運営に関することをつかさどる。
- 4 広報センターに、副センター長を置くことができる。
- 5 副センター長は、教授、准教授又は講師をもって充てる。

(キャリア支援室長)

第16条 キャリア支援室に、室長を置く。

- 2 室長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 室長は、キャリア支援室の運営に関することをつかさどる。
- 4 キャリア支援室に、副室長を置くことができる。
- 5 副室長は、教授、准教授又は講師をもって充てる。

(STEAM教育支援室長)

第17条 STEAM教育支援室に、室長を置く。

- 2 室長は、専任教員をもって充てる。
- 3 室長は、STEAM教育支援室の運営に関することをつかさどる。
- 4 STEAM教育支援室に、副室長を置くことができる。
- 5 副室長は、専任教員をもって充てる。

(教学IR室長)

第18条 教学IR室に、室長を置く。

- 2 室長は、教授又は准教授をもって充てる。

- 3 室長は、教学IR室の運営に関することをつかさどる。
- 4 教学IR室に、副室長を置くことができる。
- 5 副室長は、教授、准教授又は講師をもって充てる。

(学級担任)

第19条 各学科の各学級に、それぞれ学級担任（以下「担任」という。）を置く。

- 2 担任は、教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。
- 3 担任は、それぞれ担当する学級の教務、厚生補導及び運営に関することをつかさどる。

(学級副担任)

第20条 第1学年及び第2学年に、それぞれ学級副担任を置くことができる。

- 2 学級副担任は、教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

(学年主任)

第21条 各学年に、学年主任を置く。

- 2 学年主任は、当該学年の学級担任の中から充てる。
- 3 学年主任は、当該学年の運営に関し、副校長、校長補佐、学科長及び学級担任との連絡調整にあたる。

(任期)

第22条 第2条から第5条まで、第7条、第8条及び第10条から第14条までに定める者の任期は2年、第6条、第9条及び第15条から前条までに定める者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年5月30日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月16日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される研究主事補の任期は、第16条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、令和元年12月2日から施行する。

2 この規程の施行の日に現に主事補である者の任期は、改正後の第16条の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される校長特別補佐（情報セキュリティ推進責任者）の

任期は、第20条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命されるSTEAM教育支援室長の任期は、改正後の第21条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年1月10日から施行し、令和5年12月6日から適用する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される教学IR室長の任期は、改正後の第22条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。